

# 改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑な施行に向けた 建築士サポート体制の構築について

---

国土交通省 住宅局  
建築指導課・参事官（建築企画担当） 付

令和6年7月9日

建築士サポート体制の構築について

## (1) 都道府県への依頼事項

---

# 2025年度(令和7年度)改正法施行時に実現する姿

小規模の住宅・建築物を中心に、  
設計・審査・施工プロセスが滞りなく進められる



## 設計者

省エネ基準に適合する  
住宅・建築物を設計

小規模住宅・建築物の  
構造関係規定・省エネ関連  
の図書を申請



## 審査者

審査量増に対応する  
審査体制を確保

新たな審査内容に  
対応しつつ、  
的確かつ効率的に審査



## 施工者 資材・流通業者

省エネ基準に適合する  
住宅・建築物を施工

省エネ基準に適合する  
住宅・建築物に用いる  
資材を流通させる

## 国土交通省

政省令、告示、マニュアル、ガイドライン等を  
時間的余裕をもって公表

関係者と協力して  
十分に周知

# R4改正法の円滑施行に向けて都道府県の皆様に特にお願いしたいこと

改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行に向けた対応について  
(2024/7/1付 住宅局長通知・建築指導課長等通知)

## 1 改正建築物省エネ法・建築基準法(以下「改正法」)の全面施行による改正事項 (特に建築確認手続き)の周知徹底 ⇒P.4-6

- 【事業者向け】建築確認窓口等における**チラシの配布**、特定行政庁・指定確認検査機関等・事業者団体等が主催する**説明会の開催、国主催の講習会等への参加促進**
- 【審査者向け】都道府県内の特定行政庁、指定確認検査機関による連絡会議等の活用による**審査実務者向けの情報共有の徹底、国主催説明会等への参加促進**

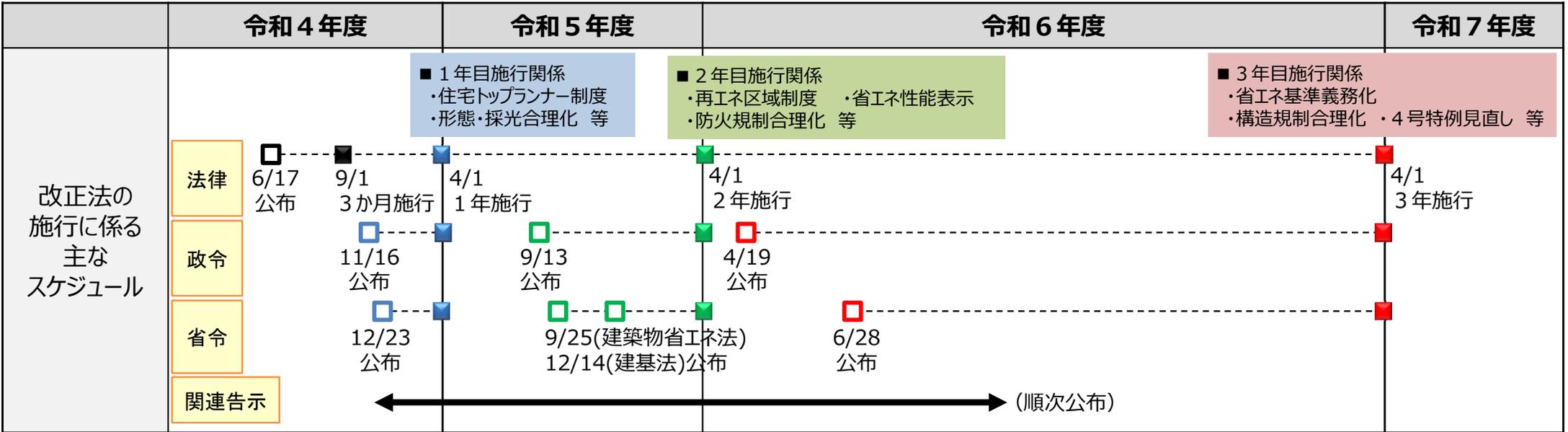
## 2 改正法の施行日前後を通じた建築士個別サポート体制の確保 ⇒P.7-

- 全都道府県に、建築士関係団体等の連携による相談体制を構築するため、**建築士サポート体制の事務局となる団体の選定**をはじめとする**都道府県ごとの体制確保のあり方を検討・調整**
- 特定行政庁、指定確認検査機関と連携した**サポート内容の調整、サポート窓口の周知、サポート状況の把握・共有**

## 3 都道府県内の特定行政庁・指定確認検査機関における審査体制の確保状況の把握・共有

- 都道府県内の各審査機関における審査が滞りなく進んでいるか等の**審査体制の確保状況・審査状況の把握・共有**

# 改正法全面施行に向けたスケジュール(予定)



| 周知等の取組スケジュール | 事業者 | 審査者                 | 取組                    | 令和6年度                 | 令和7年度 |
|--------------|-----|---------------------|-----------------------|-----------------------|-------|
|              |     |                     |                       | ①                     | ○     |
| ②            | ○   | 設計等実務講習会            |                       | 47都道府県 + 10主要都市       |       |
| ③            |     | 断熱施工実技研修会           | DM送付(9月上旬)            | 47都道府県                |       |
| ④            |     | 関係団体等による説明会・講習会     |                       | 各団体において開催             |       |
| ⑤            | ○   | 改正法に係る各種マニュアル等の送付   | 業界団体に送付・HPで希望受付 (R5版) | 業界団体に送付・HPで希望受付 (R6版) |       |
| ⑥            |     | 各種窓口・イベント等でのチラシ配布   |                       | 住生活月間 各窓口において配布       |       |
| ○            |     | 建築士サポート体制           | サポート体制確保              | サポート実施                |       |
|              | ①   | 特定行政庁・審査機関向け説明会     | 7/9                   | オンライン配信               |       |
|              | ②   | 省エネに係る完了検査マニュアル等説明会 | 8月以降(単発開催)            |                       |       |
|              | ③   | 所管行政庁向け省エネ適判講習会     |                       | オンライン配信(通年で受講可能)      |       |
|              | ④   | 特定行政庁・指定機関の会議等での周知  |                       | 各団体の会議において周知          |       |
|              | ⑤   | JCBA構造部会による構造関係説明会  |                       | 順次開催                  |       |
|              | ⑥   | 省エネ適判機関の体制整備        |                       | 支援実施                  |       |

## <事業者向け周知方策>

|                    | 目的  | 対象者                       | 実施回数・時期  | 備考   |
|--------------------|---|---------------------------|--|--|
| ①改正法制度説明会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>制度（政省令含む）を中心とした全体像の周知【共通】</li> </ul>   | 広く関係者<br>（建築士、審査者、関係事業者等） | 【R5】11月<br>10主要都市×1回<br>【R6】<br>動画配信（通年）   | オンライン講座としてHPで通年受講可<br>※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定   |
| ②設計等実務講習会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>制度（政省令含む）を中心とした全体像の周知【共通】</li> <li>建築物省エネ法の手続きや仕様基準等の習熟</li> <li>旧4号に係る手続き、図書、構造基準の習熟</li> </ul> | 中小の工務店・建築士<br>（審査者も可）     | 【R5】11月～2月<br>対面：全都道府県×1回<br>動画：通年配信<br>【R6】10月中旬～12月予定<br>対面：全都道府県×1回<br>（10主要都市は2回）<br>動画：通年配信 | 9月上旬（予定）に<br>・DMによる周知<br>・プレスリリース<br>・予約開始<br>※テキストはR6版に更新予定<br>※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定 |
| ③断熱施工実技研修会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>断熱施工技術への習熟</li> </ul>  | 中小の工務店・建築士                | 【R5】6月～2月<br>都道府県単位<br>【R6】8月上旬～1月を予定<br>都道府県単位  | 7月上旬から予約開始予定   |
| ④関係団体等による説明会・講習会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体（業界団体、特定行政庁、指定機関）等が関係する会員等向けに実施</li> </ul>   | 関係団体の会員事業者等               | 【R5】<br>【R6】7月以降順次の開催を依頼   | ※各団体の講師養成のための国交省からの講師派遣・テキスト提供を要請に応じて実施  |
| ⑤改正法に係る各種マニュアル等の送付 | <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ手続き、4号特例の見直し等に係る申請・審査マニュアル等について、希望者に対して個別資料発送</li> </ul>                                      | 業界団体・事業者等                 | 【R5】講習会等時の配布、DMでの個別送付<br>【R6】HPで随時希望受付   | R6版資料の作成（10月頃を予定）後は、送付資料をR6版に切替え   |
| ⑥各種窓口・イベント等でのチラシ配布 | <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ適判に必要な制度や評価方法に係る理解を深めること</li> </ul>   | 広く一般                      | 【R5】DMでの個別送付、各団体を通じた配布<br>【R6】各種窓口：通年配布、DMの個別送付  |  |

## <審査者向け周知方策>

|                       | 目的   | 対象者                             | 実施回数・時期  | 備考                              |
|-----------------------|--|---------------------------------|--|---------------------------------|
| ① 特定行政庁・審査機関向け説明会     | ・改正法のうち特に確認審査に関連する事項、審査項目増大に関する情報提供          | 特定行政庁・指定確認検査機関                  | 【R6】7月9日予定<br>東京1回<br>(対面・オンライン併用)             | ※審査者向け情報として編集の上、対象者限定オンライン配信を検討 |
| ② 省エネに係る完了検査マニュアル等説明会 | ・省エネに係る完了検査等に関する情報提供                         | 特定行政庁・指定確認検査機関<br>所管行政庁・省エネ適判機関 | 【R6】8月以降を予定<br>オンライン1回                         | 開催の約1ヶ月前に予約開始予定                 |
| ③ 所管行政庁向け省エネ適判講習会     | ・省エネ適判に必要な制度や評価方法に係る理解を深めること                 | 所管行政庁                           | 【R5】10月～1月<br>動画配信<br>【R6】秋頃を予定<br>動画配信(通年を予定) |                                 |
| ④ 特定行政庁・指定機関の会議等での周知  | ・審査項目増大に関する情報提供<br>・審査者(特定行政庁・指定確認検査機関)の体制整備 | 特定行政庁・指定確認検査機関                  | 【R6】夏以降の会議の機会を捕まえた周知を依頼                        |                                 |
| ⑤ JCBA構造部会による構造関係説明会  | ・審査者(特定行政庁・指定確認検査機関)の体制整備                    | 特定行政庁・指定確認検査機関                  | 【R6】9月以降を予定                                    | 東京都主催の説明会は9/4、9/12に開催予定         |
| ⑥ 省エネ適判機関の体制整備        | ・適判機関における人材育成・体制強化等への支援                      | 省エネ適判機関                         | 【R6】秋頃を予定                                      |                                 |



- 改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、**申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築**する。
- 令和5年度は、サポート実施上の課題や留意点を把握するため8県において**先行的にサポート体制を立上げ**。
- 令和6年度は、先行実施で把握した課題・留意点を踏まえ、**国においてサポート体制確保・運営マニュアルを作成**した上で、各都道府県にサポート体制の構築を依頼し、**遅くとも令和7年1月からのサポート実施**を目指す。

## <サポート業務実施方法（例）>

- **実施主体（事務局）**  
各都道府県の建築士会、建築士事務所協会、建築住宅センター等
- **サポート員**  
建築基準適合判定資格者、構造計算や省エネ計算に慣れた建築士から選定
- **サポートの流れ（例）**
  - ①申請者が事務局にサポートの申込み
  - ②事務局が対応可能なサポート員を選定して日程等を調整
  - ③サポート員が申請者から提出された図面等一式をあらかじめ確認
  - ④サポート員から申請者に対して助言・指摘等を実施（対面又はWEBミーティング）
- **費用**  
サポート業務の実施に係る以下の費用を国費で補助予定
  - ・サポート員及び事務局職員の人件費
  - ・サポート業務の実施に係る会議室費用、交通費
  - ・サポート体制確保に要する経費（周知費含む） **（拡充）**

## <改正法全面施行に向けたスケジュール>

|             |         |     |   |
|-------------|---------|-----|---|
| <b>R5年度</b> |         | 先行県 | 8県※においてサポート体制の先行立上げ<br>※岩手県、静岡県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、長崎県、鹿児島県      |
| <b>R6年度</b> | 春～夏     | 国   | 先行実施県における課題・留意点のとりまとめ<br><b>（5/29都道府県担当者打合せにて共有）</b>          |
|             | 7月      | 国   | サポート体制実施マニュアルの作成  |
|             |         | 国   | サポート体制の構築を正式依頼<br><b>（7/9都道府県担当者向け説明会開催）</b>                  |
|             | 夏～秋     | 全国  | サポート体制の構築・調整  |
|             | 秋       | 事務局 | 全国のサポートセンターとの委託契約<br><b>（10月にサポートセンター事務局向け説明会の開催、11月以降契約）</b> |
|             | 遅くとも1月～ | 全国  | サポート実施（令和7年度も継続）  |
| <b>R7年度</b> | 4月～     | 全国  | 改正法全面施行<br><b>（全国の取組状況踏まえ終期を検討）</b>                           |

# R5年度先行実施県における課題・留意点

## I. 幹事団体の選定

- 複数団体が事務局を希望する場合の事務局体制の望ましい姿
- 指定確認検査機関は、審査業務に精通している一方、**改正法施行前後の業務量増大にも対応が必要**

### 先行県以外からの質疑も踏まえマニュアルに反映

- 関係団体の特性を踏まえた調整手順・サポート体制図を例示
- サポートニーズに応じた関係団体相互の協力体制の確保策を例示

## II. サポート開始までの準備

- サポート業務と特定行政庁・指定確認検査機関の審査を円滑につなぐための、**関係者による情報共有・意見交換のためのプラットフォームが必要**
- サポートによる個人情報や秘匿情報の取扱いへの配慮が必要

- 特定行政庁・指定確認検査機関（・関係団体）の情報共有体制確保
- 守秘義務条項等の設定
- 申込書、周知項目のひな形や先行事例提供による事務局負担減

## III. サポート業務

- 真にサポートが必要な建築士に**サポートが行き渡るための前さばきが重要**
- 都市計画区域外などの遠方や、離島への配慮が必要
- 申請書一式を作成しての相談にハードルを感じる方もいる

- 事前電話サポートの設置を可能に
- オンライン含む多様な相談方法の設定
- 申込時の柔軟な対応など、工夫方法を例示

## IV. サポート員の選定・養成

- 真にサポートが必要な建築士・相談件数の見込みの考え方
- サポート時に法令の解釈や運用に乖離が生じることがないか
- サポート員が**建築士の場合、審査業務に精通しているわけではない**

- 必要なサポート員の数の考え方・見込み対応件数イメージの提供
- 標準的なサポート内容・対応例の提供
- 都道府県等にサポート員養成への協力を要請

## V. 周知方策

- 真にサポートが必要な建築士に情報が届くための**周知策の検討・工夫が必要**

- 国等HPでの都道府県窓口一覧提供
- 国DMによるサポート体制制度周知
- 地域別説明会等の開催を要請

建築士サポート体制の構築について

## (2) サポート体制確保・運営マニュアル等

---

- 令和5年度に実施した、先行8県におけるサポート体制構築過程・サポート業務実績等を踏まえて、**建築士サポート体制確保・運営マニュアルを作成し、都道府県へ送付。**
- **体制確保・運営に必要な情報を網羅**できるよう、関係者の意見を踏まえ、**今後也都度見直し予定。**

## <マニュアルの構成>

### 1. 導入

【A4 3ページ程度】

- (1) サポート体制確保の目的
- (2) 体制確保の流れ（スケジュール）
- (3) 都道府県の役割



…サポート体制確保の必要性・全体像を簡潔に示す

### 2. サポート体制の構築

【A4 6ページ程度+事例集】

- (1) 最低限決める必要があること
- (2) サポート員の養成
- (3) 地域の実情に応じて対応するポイント
- (4) サポート体制構築事例

- …サポート事業開始に向けて決める必要がある事項を6つのステップで示す
- …必要人員やスキル、サポート員への支援策の例を示す
- …個別対応件数を減らすための周知等先行8県での知見を示す
- …先行8県での構築事例（幹事団体別）を示す

### 3. サポート事業の運営

【A4 6ページ程度】

- (1) 契約手続き等
- (2) 標準的なサポート業務の内容
- (3) 報告方法
- (4) 完了実績報告・清算等
- (5) 困ったときの問合せ先

- …事務局との事務的な契約手続きの内容や業務内容の例を示す
- …サポート当日の流れや主なサポート業務の内容・留意点を示す
- …実績報告システムの活用方法や報告事項を示す
- …年度末の完了報告や補助金清算手続きの流れや内容を示す
- …本事業における問合せ先を示す

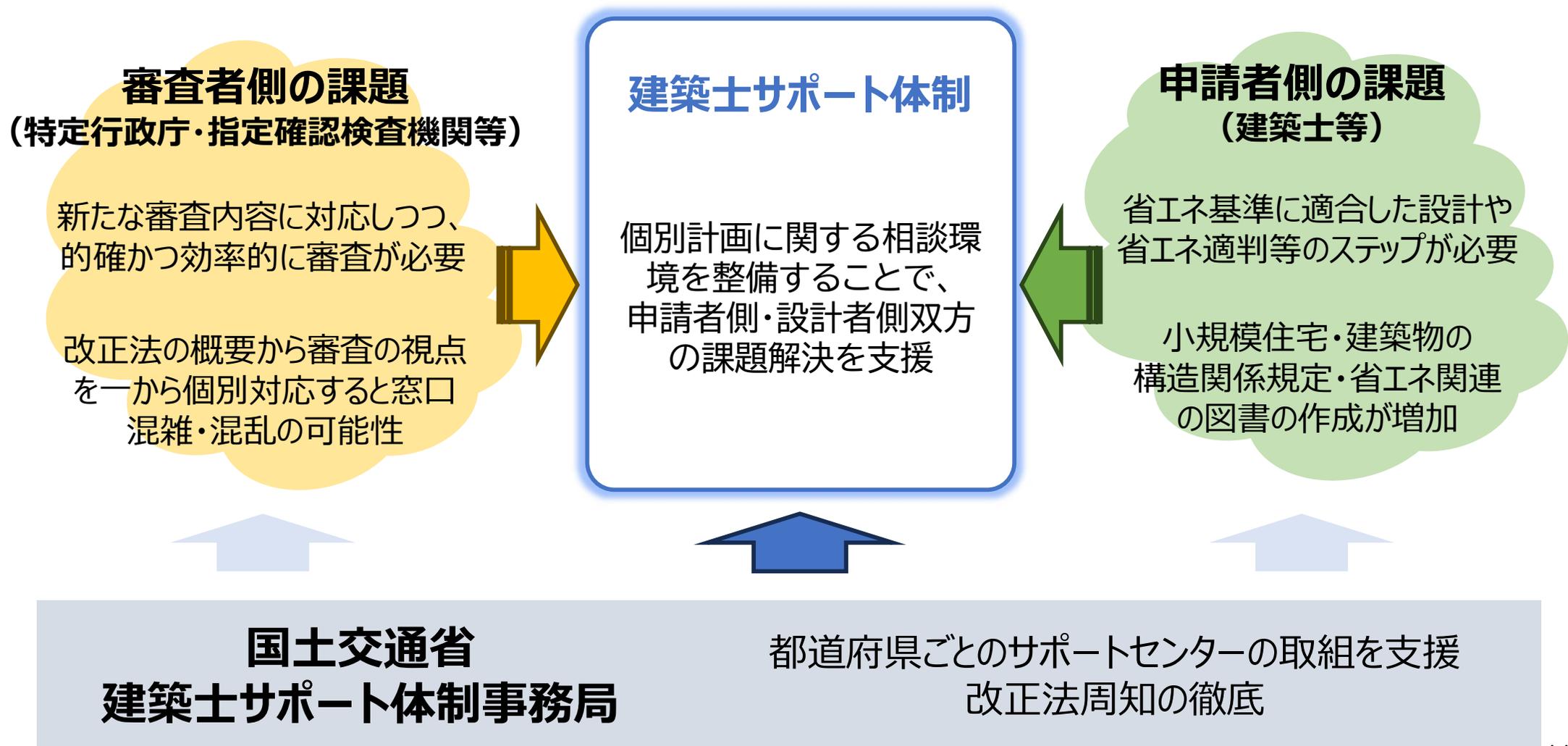
### 4. よくあるお問合せ集（今後追加）

…対応例を示す ※ 1月以降は2週に1回程度更新予定

# 1. (1) サポート体制確保の目的

○ 改正法周知のため、国においても講習会等の開催、解説動画の配信を行っているが、なお特定行政庁や指定確認検査機関等の窓口でフォローしきれない申請者（建築士等）の困りごとを相談できる体制（以下「サポート体制」という。）を全都道府県で構築し、建築確認手続き等が滞ることのないようにすることが目的。

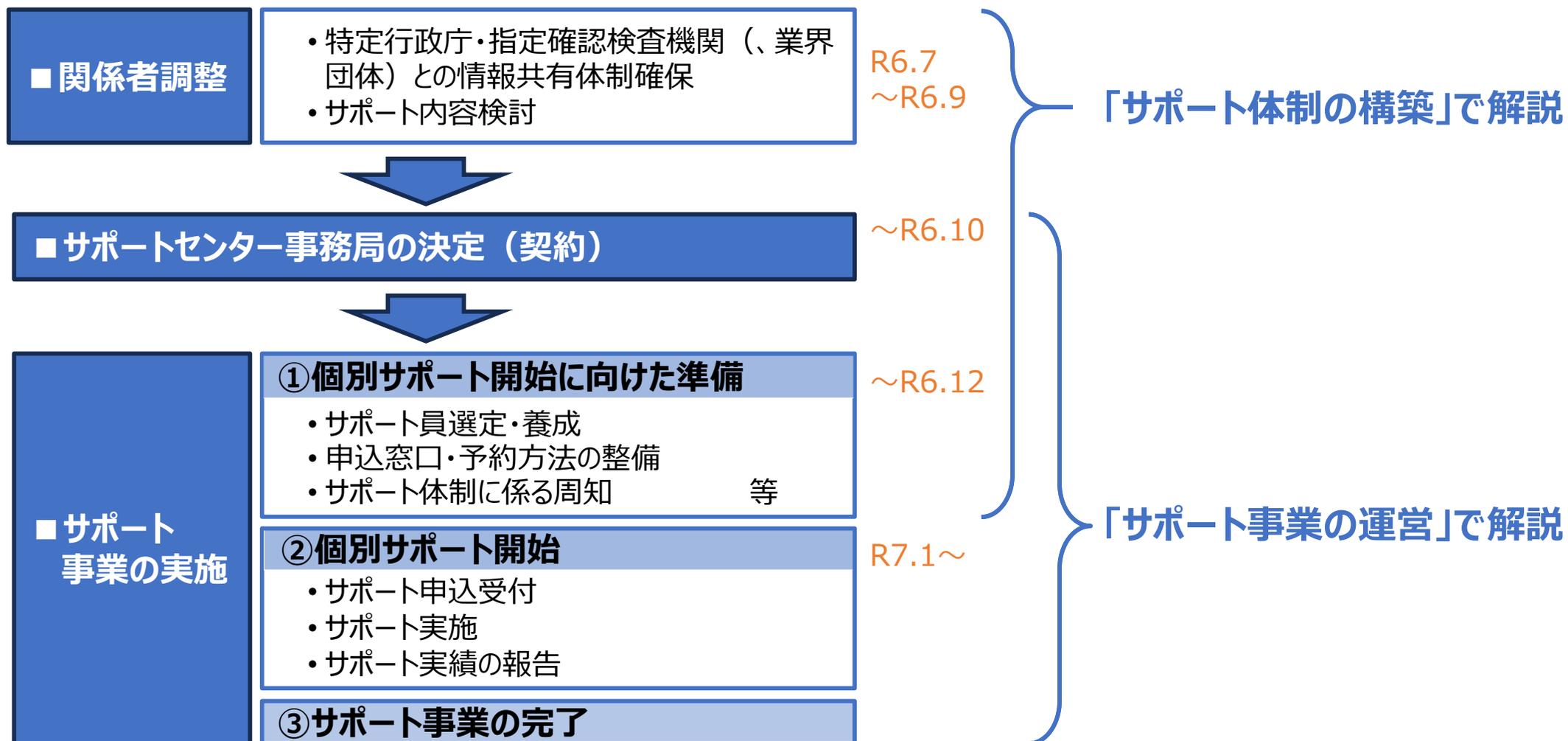
## <サポート体制確保による効果>



# 1. (2)体制確保の流れ

○ 都道府県における検討開始から、サポート事務局の決定・事務事業者との契約に至るまでの「サポート体制の構築」までの流れと、契約後の具体的な個別サポート業務の内容や実績報告手続き等を行う「サポート事業の運営」に係る内容についての全体像は以下のとおり。

## <サポート体制確保の流れ (例) >



# 1. (3) 都道府県の役割

- 都道府県による広域行政の視点を生かしつつ、地域における建築確認手続き等が滞ることのないような体制確保策を検討・調整・フォローアップ。
- 建築士サポート体制確保に係る都道府県の主な役割は以下のとおり。

## <都道府県の役割>

### ① 地域における建築士サポート体制の望ましい姿の検討【～R6.9末までに】

- 都道府県が中心となって、審査側である特定行政庁・指定確認検査機関と、申請側である建築士会、建築士事務所協会等の関係団体と協力し、あるべき姿を議論。
- 確認申請窓口での対応状況、申請者側の視点で必要なサポートの程度・内容を踏まえつつ検討。

### ② 管内特定行政庁・指定確認検査機関（・関係団体）との情報共有体制の確立【なるべく早期に】

- 特にサポート体制と審査側を円滑につなぐための情報共有・意見交換のためのプラットフォームが必要。
- 都道府県ごとの建築行政に係る連絡会議等や、関係団体も含めた各種協議会等の既存枠組みを活用することも有効。

### ③ サポート体制の立ち上げ支援【～R7.1までに】

- サポートセンター事務局の実施主体（複数団体の場合は特に幹事団体）の調整。（R6.9末までが望ましい）
- サポートセンター事務局の意向も踏まえつつ、サポート体制構築時に必要な支援を実施。

（例）

- ・ サポート員の選定に協力
- ・ サポート員向け勉強会の開催
- ・ 都道府県HPでの周知
- ・ 管内特定行政庁・指定確認検査機関に対して周知依頼

### ④ サポート体制開始後の取組状況のフォロー【～R7.1サポート開始以降】

- 相談状況を②の情報共有体制の関係者間で共有。
- 相談内容に応じた行政情報の提供。
- 施行日前後の管内における確認審査業務の状況把握・共有。

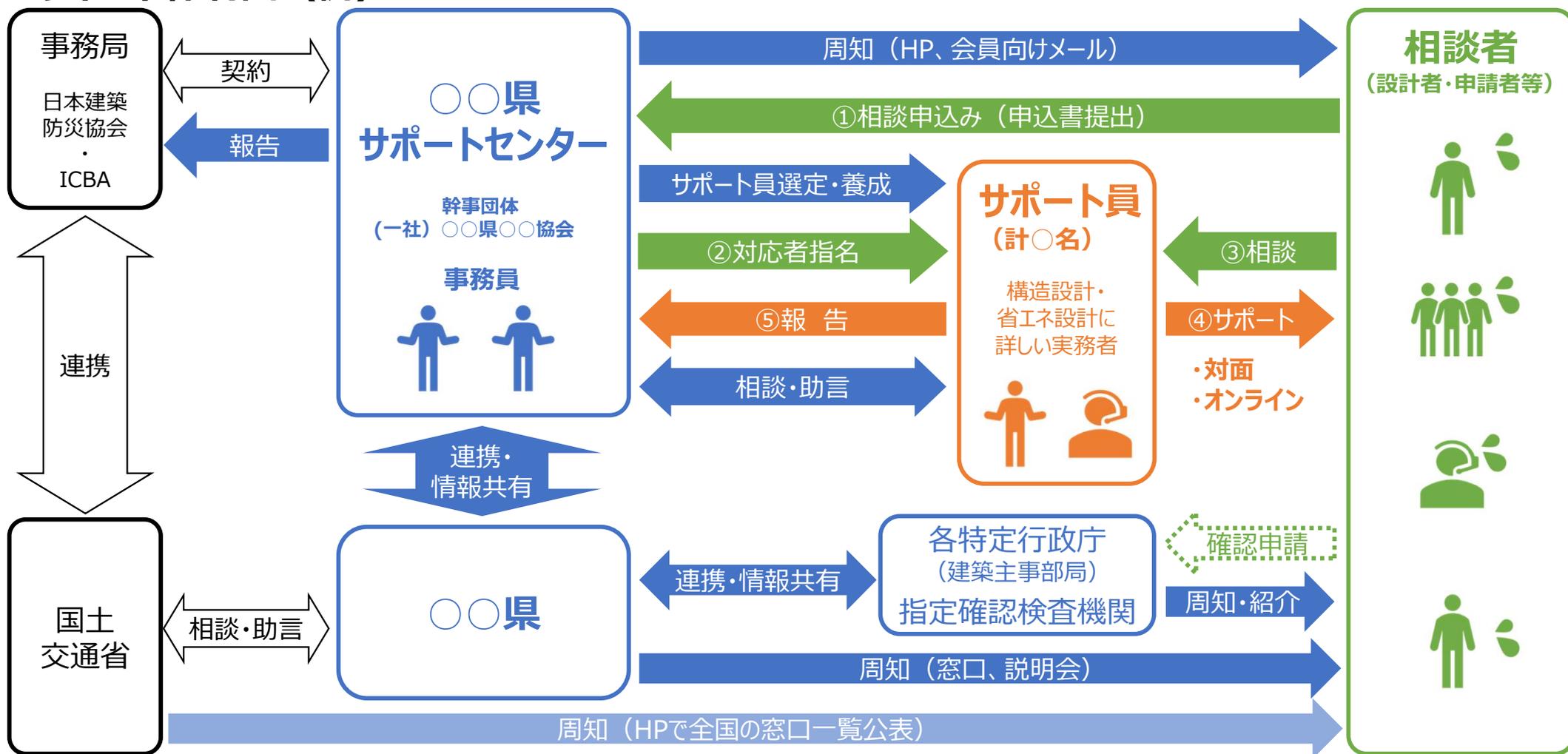
等の取組を通じて、建築確認手続き等が滞ることのないようにとのサポート体制確保の目的に対する効果を検証。

（※上記3点目の具体策は今後検討）

# サポート体制図(イメージ)

- 都道府県単位で建築士の個別サポートを行うサポートセンターを開設し、建築士等の相談者からの求めに応じて、サポート員が個別サポートを行う。
- 都道府県や管内の確認申請窓口・審査者においても、サポート体制のバックアップ・情報連携を行い、サポート窓口の周知を行う。

## <サポート体制図(例)>

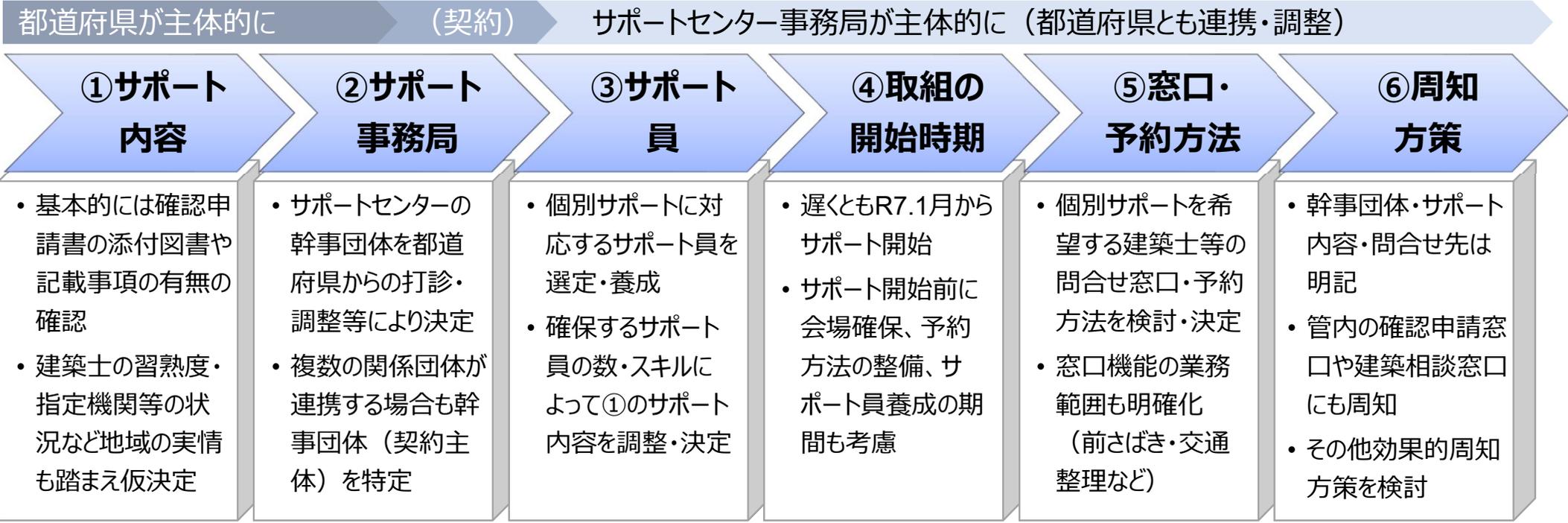


## 2.(1)最低限決める必要があること

- 個別サポート体制は確認申請手続きの前段階での困りごとや相談を引き受けるため、どのようなサポート体制を構築するのか、**地域の建築士の改正法に対する習熟度**や**都道府県内の特定行政庁・指定確認検査機関の審査体制の確保状況**も踏まえて、**関係者で相談して方針を決定**する。
- その上で、最低限**①サポート内容②サポート事務局③サポート員④取組の開始時期⑤窓口・予約方法⑥周知方策**を**以下に配慮しながら、サポートセンター事務局とともに決定**する。

### <サポート体制の構築までの流れ（例）>

①都道府県・管内特定行政庁・指定確認検査機関（・業界団体）との情報共有体制の確保

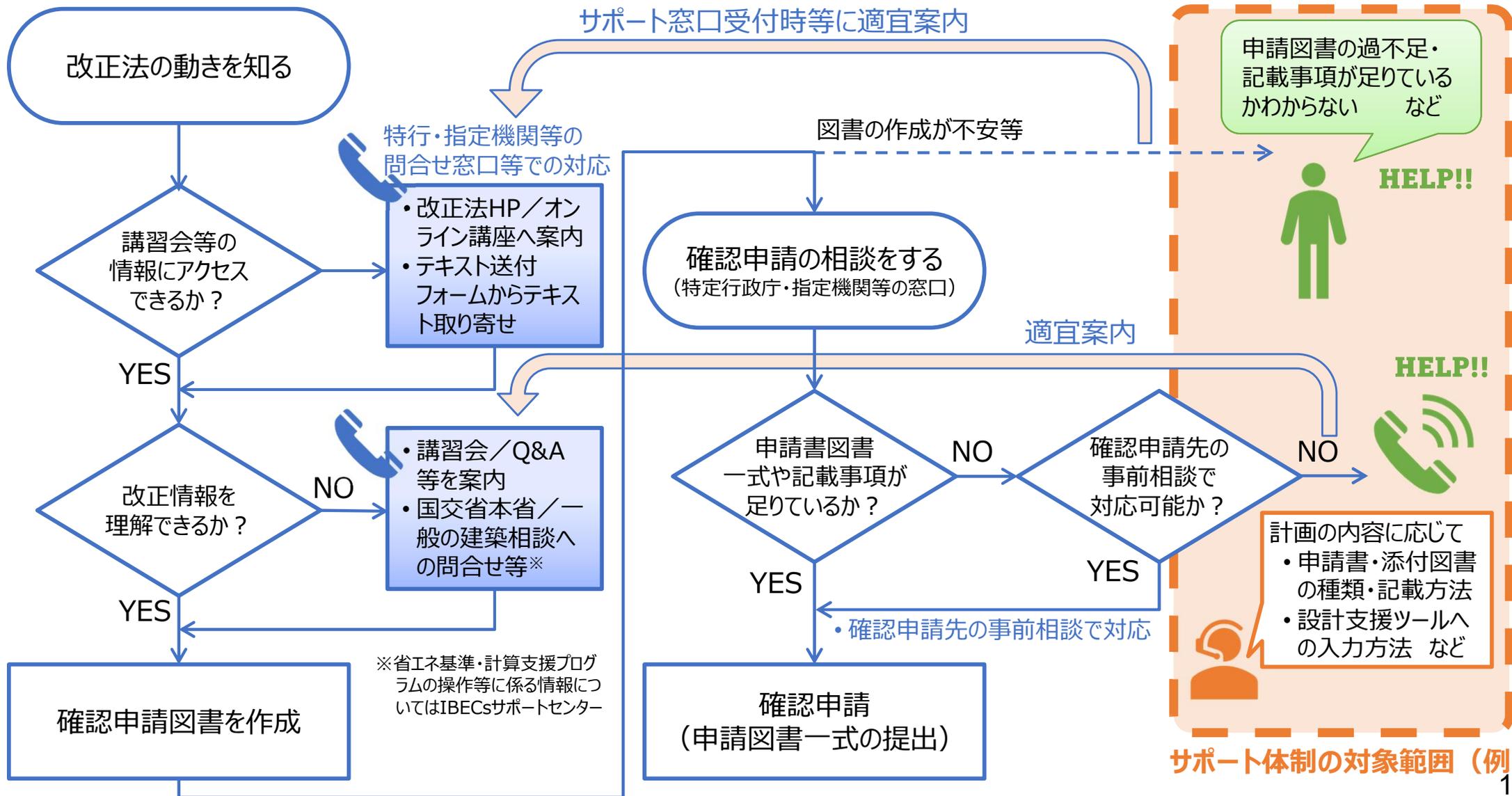


**サポート事業の開始**

# ①サポート対象・内容(イメージ)

○ 地域の建築士の習熟状況や、管内の円滑施行に向けた各種取組との役割分担・サポート員の確保状況を踏まえて、サポート対象範囲・内容を決定。

## <建築士の取組段階ごとの困りごとと対応策(例)>



## ②サポートセンター事務局(幹事団体)

- サポートセンターの幹事団体（本事業の事務事業者との契約の相手方となる団体）を、都道府県が主体的に調整・決定。
- 複数の関係団体が連携して、あるいは都道府県をまたぎ、広域で体制確保いただくことも可能であるが、複数団体が連携する場合も幹事団体（契約主体）を特定。

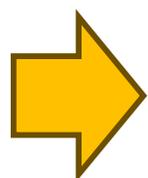
### <候補団体の例>

#### i. 建築士関係団体（建築士会、建築士事務所協会等）

- ・ 確認申請図書一式を作成する立場の建築士等が属する団体
- ・ 申請者（相談者）の目線で必要なサポートの内容を検討・対応することが可能
- ・ 団体会員向け講習会や、個別相談体制を日頃から実施している団体も多く、講習会講師経験のある建築士など、申請実務に詳しい者が属することもある
- ・ 建築基準適合判定資格者の資格を有する建築士が属する場合などもある
- ・ 建築士事務所協会では、耐震診断相談員等の類似の取組実績を有していることもある

#### ii. 建築住宅センター等

- ・ 日頃から一般の建築相談窓口を有していることがある
- ・ 指定確認検査機関・省エネ適判機関等である場合には、審査実務に従事している職員が多い
- ・ 申請図書や記載事項の過不足など審査の目線で必要なサポート内容を検討・対応することが可能  
(留意点)
- ・ 施行日直前の駆け込み申請や、施行日以降の審査量増大への対応が必要な時期が重複する可能性がある
- ・ サポート窓口開始時期以降に必要な人員確保が可能か、調整が必要



(都道府県へのお願い事項)

サポートセンター事務局(幹事団体)を特定いただいた段階で、以下の情報をご連絡ください  
・事務局団体名 ・事務局担当者情報(氏名・連絡先(TEL、E-mail))

## ③サポート員、④取組の始期、⑤対応窓口・予約方法、⑥周知方策

- ③サポート員～⑥周知方策は、サポートセンター事務局が主体的に検討・決定していくが、都道府県はこれらの調整に際して相談役となることが想定される。
- 各都道府県共通の検討事項となると考えられる事項については、可能な限りマニュアルや事例集において、今後も情報を充実化する予定。

### <各ステップの留意事項等>

#### 今後の支援策

#### ③サポート員

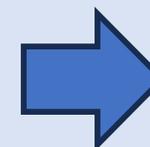
- 確保するサポート員の数、スキルの考え方は、2. (2) 参照。
- 確認検査員がサポート員となる場合、コンサルタント業務との切り分け注意。



研修ツール等の参考情報を随時共有

#### ④取組の始期

- 遅くともR7.1月からサポート対応開始。
- 始期を早めても体制確保の費用やサポート上限件数に変更なし。



検討状況を定期的にフォローアップ

#### ⑤対応窓口・予約方法

- 問合せ窓口・事務局機能の設置場所は、専用でなくて良い。
- 予約に際して、前さばきのための事前電話サポート（定額）の導入も可能。
- 相談者／事業計画あたりの相談可能件数検討、個人情報の取扱いなどトラブル防止策



・申込書  
・周知チラシ  
・HP周知等の先行事例等を随時共有

#### ⑥周知方策

- サポート体制構築に係る費用の内数で措置可。
- 最低限、窓口・対応内容・問合せ先は明記。

# 先行事例: 申込様式

## ■ 申込様式（鹿児島県） ※個人情報の取扱い同意書を含む

**「建築士サポート」申込書**

令和 年 月 日

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 行

|                                 |  |        |  |
|---------------------------------|--|--------|--|
| 申込者氏名                           |  | 勤務先    |  |
| 連絡先電話※                          |  | 連絡先FAX |  |
| 連絡先E-mail                       |  |        |  |
| 個人情報取扱の同意<br>※裏面の同意書を必ずお読みください。 | 個人情報の取扱いについての同意書（建築士サポートセンター利用）<br><div style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 同意する      ・      <input type="radio"/> 同意しない                 </div>  |        |  |
| 希望するサポート内容                      | <input type="checkbox"/> 確認申請図書を作成アドバイス（壁量計算）<br><input type="checkbox"/> 確認申請図書を作成アドバイス（省エネ仕様基準適合）<br><input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定（構造適判）の手続きアドバイス<br><input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続きアドバイス<br><input type="checkbox"/> 住宅ローン減税に必要な適合証明書作成アドバイス<br><input type="checkbox"/> その他 |        |  |
| 図面等の申請図書の有無                     | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |        |  |
| 確認申請書等の提出先(予定)                  | <input type="checkbox"/> 鹿児島県住宅・建築総合センター <input type="checkbox"/> 特定行政庁(県・市) <input type="checkbox"/> その他機関  |        |  |
| その他質問等がありましたら記入ください             |  |        |  |

※申込内容について確認を行う場合がありますので日中連絡可能な電話番号をご記入ください。  
※口内にシ印をお付けください。

<申込書送付先>  
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター  
電話：■■■■■■■■■■ FAX：■■■■■■■■■■  
メール：■■■■■■■■■■

個人情報の取扱いについての同意書（建築士サポートセンター利用）

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター  
総括個人情報保護管理者 総務管理部長

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下、「住宅センター」という。）では、建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きのサポートを目的として、「建築士サポートセンター」を開設いたしましたので、その利用者の募集登録及び公表を行います。今回ご提出いただく書類は、登録・公表に係る申込書です。この申込書により取得した個人情報につきましては、以下の通り取り扱います。

- 個人情報の利用目的  
申込書により取得した個人情報は、次の目的以外には利用いたしません。  
(1) 登録・公表に係る申込者への連絡調整のため  
(2) サポート業務に係る情報提供等のため
- 個人情報の第三者への提供  
上記 1 の利用目的の達成のために提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報の第三者への提供はいたしません。
- 個人情報の取扱いの委託  
住宅センターパンフレットや事業案内広報誌等作成のため、取得した個人情報を委託することがあります。
- 個人情報の提供がなかった場合  
提出書類等について、不備や未記入等があった場合、お受付ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止等について  
本人から個人情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止等について申し出があった場合、住宅センター個人情報保護規程（規程第19号）及び個人情報の開示等に関する取扱要領に基づき、適切かつ迅速に対応いたします。

【開示等受付窓口】  
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町 16 番 228 号  
(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター  
総務管理部 総務課 個人情報保護事務局  
TEL ■■■■■■■■■■  
受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00  
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)



## ■ 周知チラシ（静岡県）

2025年改正法の施行に係る

# 建築士サポートセンター

国土交通省では、2025年改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を令和6年度から全都道府県において構築する予定です。令和5年度は、静岡県を含む8県において先行実施し、課題や留意点の整理を行うこととされており、当センターに「建築士サポートセンター」を開設しました。

---

**建築士サポートセンターの概要**

**■ サポート内容**

※以下のアドバイスをを行います。これらは基準への適合性を確認するものではありません。

- 確認申請図書の作成アドバイス（壁量計算、省エネ仕様基準）
- 省エネ通判の手続きアドバイス

**■ サポートの流れ**

- ①【お申込み】 申込者が事務局（静岡県建築住宅まちづくりセンター）にサポート申込み
- ↓
- ②【サポート内容確認】 申込者が事務局に申請書類・図面等一式を提出
- ↓
- ③【サポート日時連絡】 事務局が図面等を確認し、日程調整のうえ申込者に連絡
- ↓
- ④【アドバイスの実施】 対面での実施

**■ 費用：無料**

**■ 期間：令和5年12月1日（金）～令和6年2月26日（月）まで（期間中20件まで）**

**■ 会場：原則、中部事務所**

**■ 申込み方法：WEBフォームより申込み**  
申込みフォーム [https://\[redacted\]](https://[redacted])

**注意事項**

- サポート件数が20件を超えた場合はお断りさせていただきます。
- サポートは、提出された確認申請図書の作成アドバイスであり、構造や省エネに関する具体的な設計提案などは行いません。

**建築士サポートセンター** 事務局

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター 担当：[redacted]

TEL：[redacted]（受付：月～金 9:00～12:00/13:00～17:00）

## ■ 県公式HPでの周知（山口県）

山口県公式HPの「建築士サポートセンター」開設のお知らせページ。ページ番号：0234634、更新日：2023年11月16日更新。

**内容**

令和5年11月1日に建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートする「建築士サポートセンター」を（一社）山口県建築士会に開設しました。

詳細は「建築士サポートセンター」開設（PDF：222KB）をご覧ください。

- 確認申請図書の作成アドバイス（壁量計算、省エネ仕様基準適合）
- 構造計算適合性判定（構造通判）の手続きアドバイス
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ通判）の手続きアドバイス
- 住宅ローン減税に必要な適合証明書作成アドバイス

＜期間＞  
令和5年11月1日（水）～令和6年2月29日（木）

＜申込方法＞  
「建築士サポート」申込書（PDF：222KB）を持参、メール又はFAXで以下の事務局あてにご提出ください。

**申込先（事務局）**

（一社）山口県建築士会  
〒753-0072 山口市大手町3-8

- TEL：[redacted]
- FAX：[redacted]
- E-mail：[redacted]

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

相談窓口 > 連絡先一覧 > 県の施設 > 県庁へのアクセス >

山口県 山口市（法人番号2000020350001）  
〒753-8501  
山口市山口市港町1番1号  
電話：083-922-3111（代表）

- ① サイトマップ
- ② このサイトの利用について
- ③ 個人情報の取り扱い
- ④ ご意見・お問い合わせ

Copyright © 1996-2021 Yamaguchi Prefecture. All Rights Reserved.

## 2.(2)サポート員の養成

- サポート員は、構造計算や省エネ計算に慣れた建築士や建築基準適合判定資格者から選定することを想定しているが、一定の資格を有していることは要件としない。
- 相談者である申請者目線や、審査者側の目線を有し、改正法に係る知見を今後増強することで対応可能と考えられる。

### <サポート員の数>

#### 算定例

$$\boxed{\text{想定件数 (上限)}} \div \boxed{\text{1人当たりの 想定対応件数}} = \boxed{\text{確保人数}}$$

※ 4号建築物の確認件数の平均（年8000件程度）の場合

$$40\text{件程度/月} \div 4\sim 5\text{件/人}\cdot\text{月} = \mathbf{8\sim 10\text{人程度}}$$

#### (参考となる考え方)

- 都道府県・管内特定行政庁等における日常的な相談対応件数なども考慮。
- サポート員は、専従である必要はない。
- サポート員の専門性や当該サポート期間中の対応可能状況にも配慮しつつ、必要な人員確保に努める。
- サポート員の専任性が高い場合には、上記見込みより少人数の養成でも差し支えない。
- 管内の確認申請件数の分布なども踏まえ、地域の偏りがないうように可能な範囲で配慮。
- サポート対応本格稼働後も、相談件数の状況に応じて、サポート員を増やせるようバックアップ体制を確保。

### <サポート員のスキル>

- 国の説明会・講習会動画の内容を理解し、確認申請業務を一定程度行ったことがある建築士等であれば、対応可能。
- 上記に該当しない場合にも、国のサポート員養成動画など参照しつつ、対応いただくことは可能。
- 構造関係・省エネ計算それぞれに精通した者や審査経験を有する者の選定も有効。

#### 研修機会

##### ■ 国の説明会等への参加／動画視聴【改正法学習ツール】

- 参照可能な講習会、動画を案内（マニュアル別紙2）
- 改正法に係るQ&Aも参照（国交省改正法HP）

##### ■ 説明会等の開催／資料提供【サポート員向け情報】

- サポートセンターによるサポート員養成講座の実施
- 講習会資料等のサポート対応に活用可能なテキスト・マニュアル等は、サポートセンターに共有予定
- 国で実施するサポート員養成講座（検討中）は必要に応じて案内
- 地域の実情も踏まえて、独自にサポート員向けのマニュアル作成も有効

指定確認検査機関指定準則における建築士公的支援業務の取扱いについて  
R5/6/2付 建築指導課建築安全調査室課長補佐事務連絡（マニュアル別紙1）

- 設計・工事監理業に係るコンサルタント業務は、原則として制限業種に該当するが、次の①～③のすべてを満たす範囲で実施する業務（建築士公的支援業務）は、制限業種に該当しないと解して差し支えない（ただし、疑義が生じないよう十分な線引きを行う）。

### <建築士公的支援業務の要件>

- ①国又は地方公共団体による補助事業、委託業務等、**国又は地方公共団体の一定の指示や指導に基づいて実施**する業務であること。
- ②当該業務によりサービスを受ける**受益者から報酬を得ない**こと。
- ③建築士に対して、個別の建築計画とは無関係に**一般論として法令及びその運用等について説明・助言**をするもの又は個別の建築計画を基にして法令及びその運用等若しくは確認申請等の行政手続きにおいて**必要な図書の種類、図示が必要な事項等に関する説明・助言**や誤っている事項に対する指摘を行うが、**個別の建築計画の修正に関する提案等を行わない**ものであること。

### <留意点>

- 建築士公的支援業務を行った建築物について、事務局団体となった指定確認検査機関やサポート員となった確認検査員等が、確認検査の業務を行うことや、従事することは差し支えない。
- **建築士公的支援業務は、確認検査の業務（事前相談を含む。）ではない**ため、当該業務での法適合の確認状況にかかわらず、その後の**建築確認において、建築物のすべての法適合性の審査を実施する必要**がある。（サポート業務の実施により、**確認検査業務の一部を省略することはできない。**）

## 2.(3)地域の実情に応じて対応するポイント

- 「2.(1) 最低限決める必要があること」のほかに、最低限先行実施県での工夫内容などを参考に、地域の実情に応じたサポート体制確保につながるポイントを例示。
- 必ず実施しなければならないものではないか、効率的かつ効果的な周知等により、サポート体制や、確認審査窓口の負荷を減らすことができる可能性がある。

### <地域の実情に応じた対応例>

#### ■ 個別対応件数を減らすための周知方策（主体別講習会の開催等）

- 地域の業界団体が開催する説明会・講習会等と連携し、申請手続き部分の留意点等を解説
- 少人数での相談会を開催

#### ■ 都道府県や管内特定行政庁・指定確認検査機関との情報連携

- 特定行政庁・指定確認検査機関の窓口での対応状況を考慮し、サポート内容を調整（事前相談でどの程度捌けるか、どの程度の水準まで図書や記載事項が整うと円滑に審査ができるか 等）
- 小規模な法第6条第1項第1号建築物等におけるよくある指摘事例の共有を通じたサポート内容の仮設定

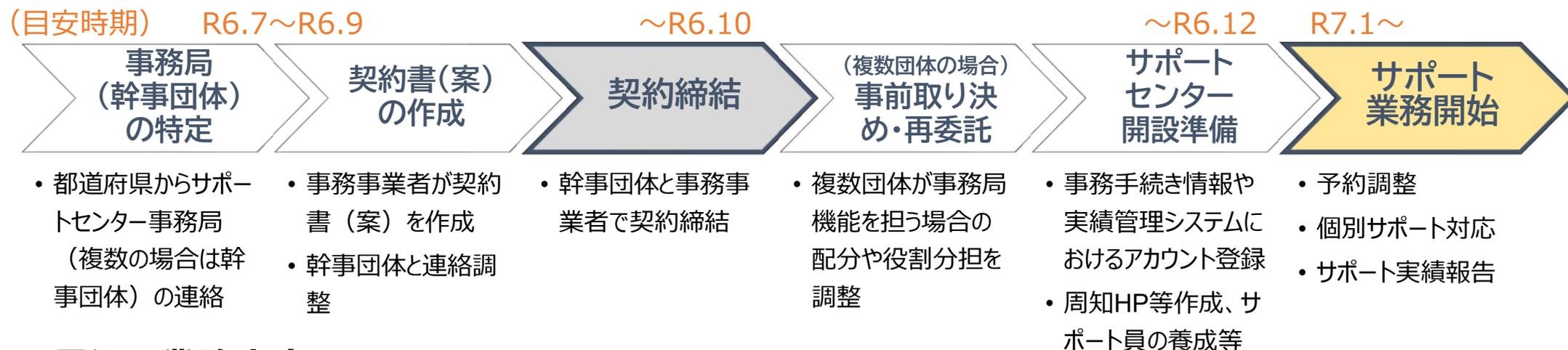
#### ■ サポートセンターと特定行政庁・指定確認検査機関の情報共有

- サポートセンターでの相談と、確認申請先での事前相談が二度手間となってしまう可能性も踏まえ、軽易な相談は直接確認申請先へ誘導する例もある（個人情報の取扱いには十分配慮し、むやみに個別サポート結果の詳細を共有することは控える）
- サポート件数や具体的なサポート内容を、サポートセンターから特定行政庁・指定確認検査機関に情報共有することで、今後の確認審査業務の参考とする
- 特定行政庁・指定確認検査機関の確認審査実務におけるよくある指摘内容などを共有し、個別サポートで特に気にかけておくべきポイントを整理

# 3.(1)契約手続き等

- 都道府県による広域行政の視点を生かしつつ、地域における建築確認手続き等が滞ることのないような体制確保策を検討・調整・フォローアップ。
- 建築士サポート体制確保に係る都道府県の主な役割は以下のとおり。

## <契約から事業開始までの流れ>



## <見込み業務内容>

### ①サポート事業実施に向けた体制構築(定額)

- 契約・精算手続き
- 窓口の開設(サポート員台帳・予約台帳整備等)
- サポート員確保に係る調整(サポート員への打診・委任・養成等)
- 窓口の周知・申込書の整備

※これらは、複数団体が事務局機能を担う場合であっても、同額

### ②サポート業務の実施を通じた個別サポート状況の報告

(事務員)

- 申込書の受付
- 対応者調整・事前送付図書送付
- 会場確保(費用精算含む)・オンライン環境整備
- サポート終了後のサポート員への費用精算(謝金・交通費)

(別途加算)※定額

- サポート員が交通費を要した場合の交通費
- 貸会議室を有償で使用した場合の会場費

(サポート員)

- 事前図書確認・サポート内容検討
- サポート実施
- サポート実施後の実績管理システムへの入力

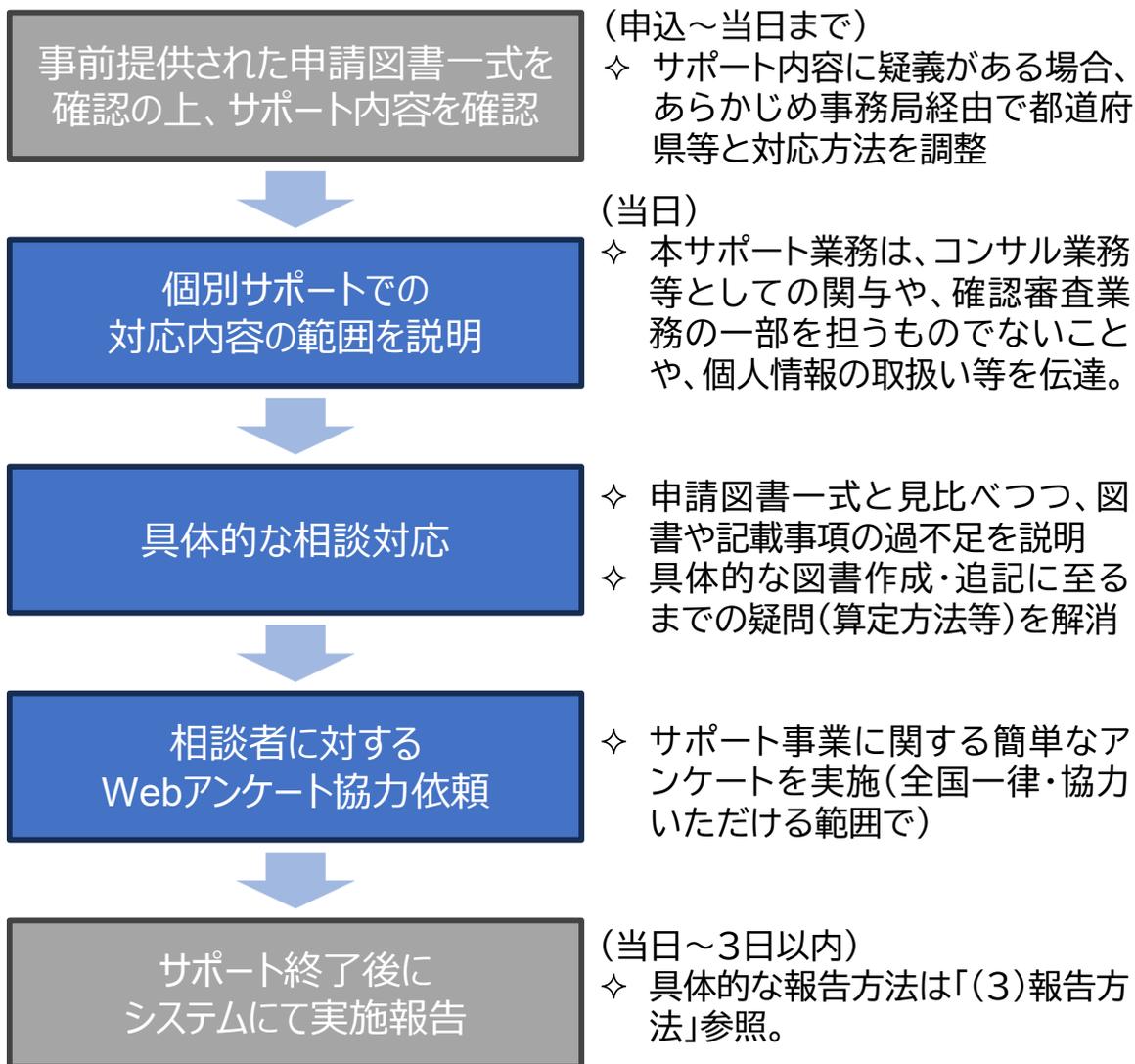
### ③個別サポートニーズ把握のための事前電話サポート(定額)

- サポート申込み前の対応内容の調整
- 図書一式の確認を要しない個別電話相談への対応

## 3.(2)標準的なサポート業務の内容

- 個別サポート当日の流れや、具体的な対応内容を例示。
- サポートセンターごとに流れや対応内容を整理・相談者にわかりやすく示しておくことが望ましい。

### <サポート当日の流れ>



### <具体的な対応内容（例）>

#### ①新2号対応関係

- 新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法
- 既存建築物に増築等を行う場合の取扱いで配慮すべき点
- 完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

#### ②構造関係（経過措置あり）

- 壁量計算等の改正概要
- 設計支援ツールの参照先・参照方法
- 設計支援ツールへの入力方法・入力数値の選定方法

#### ③省エネ関係

- 省エネ関連添付図書の種類及び記載方法
- 外皮計算シート・Webプロの参照先・参照方法
- 省エネ計算の種類と特徴
- 仕様基準によるチェック方法・記載方法
- 省エネ適判の手続き方法
- 省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

#### 【留意点】

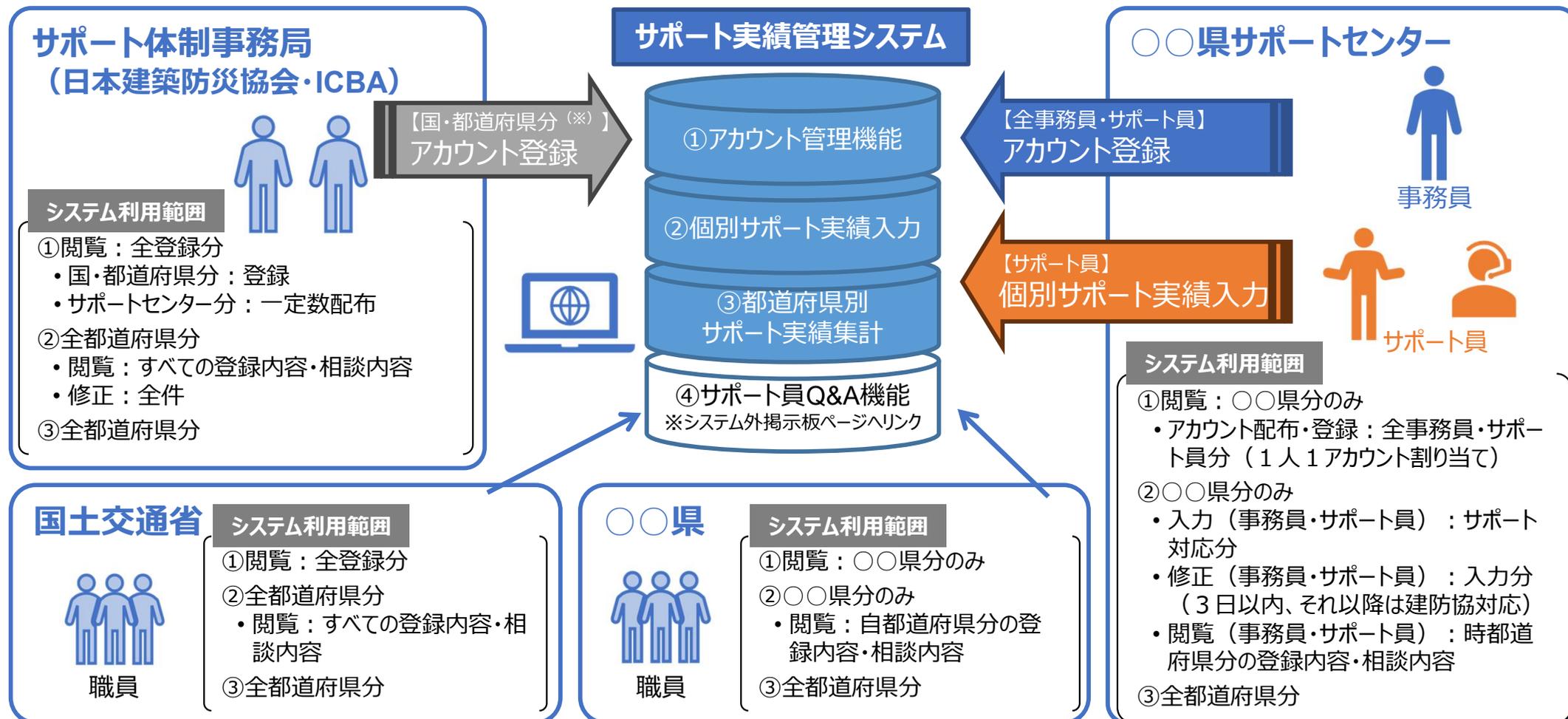
- サポート業務によって、設計者や確認審査を行う者との間で、設計者の業務や確認審査業務の一部をサポート員が担ったり、責任を負ったりするものではない。
- 地域の取扱いや運用への配慮は、都道府県が主体となり、関係者意見も踏まえ対応範囲をあらかじめ調整する。

### 3.(3)報告方法

- 全面施行に向けて、相談件数の増加が見込まれる上、各種手続きが都道府県単位で発生することから、サポート実績管理システムを整備し、一元的な情報管理・情報共有を行うことで可能な限り省力化する。
- 個別サポート実績入力（下図②）、都道府県別サポート実績集計（下図③）機能により、リアルタイムで情報共有するほか、サポート員向けのQ&Aを提供する掲示板（下図④）の設置を検討。

#### <サポート実績管理システムのイメージ（案）>

（※）国・都道府県は1アカウントを想定。



# サポート実績報告入力イメージ(案)

- 個別サポート状況を、可能な限りサポート員の入力負担が減らせるよう、**原則選択肢式で必要最小限の情報を報告対象とする。**
- 自由記述欄は、都道府県ごとに報告してほしい内容や、事務局伝達事項がある場合に記載いただく。

## <サポート実績入力項目 (案) >

|             |       |  |
|-------------|-------|--|
| サポート日       |       | 〇〇年〇〇月〇〇日  |
| 入力者・サポート実施者 |       | (□ログインIDが表示される) ・ (割り当てIDを入力)  |
| 相談者の属性      | ①主な立場 | <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 ( )           |
|             | ②職種   | <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 宅建業者 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> その他 ( )          |
| 建物諸元        | 所在地   | 〇〇県〇〇市 <input type="checkbox"/> 都市計画区域・準都市計画区域外  |
|             | 構造    | <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |
|             | 階数    | <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上  |
|             | 延べ面積  | <input type="checkbox"/> ~200㎡ <input type="checkbox"/> 200~300㎡ <input type="checkbox"/> 300㎡~  |
| サポート内容      | 新2号関係 | <input type="checkbox"/> 1〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 2〇〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 3〇〇〇〇〇 …   |
|             | 構造関係  | <input type="checkbox"/> 1〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 2〇〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 3〇〇〇〇〇 …   |
|             | 省エネ関係 | <input type="checkbox"/> 1〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 2〇〇〇〇〇 <input type="checkbox"/> 3〇〇〇〇〇 …   |
| サポート実施形態    |       | <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> TEL (所要: 〇〇 分、書類一式 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> なし) |
| 自由記述欄       |       | ~~~~~  |
| 貸会議室の使用     |       | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> なし   |
| サポート員交通費    |       | <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要   |

サポートが必要であった相談者属性・建物条件・内容の分析に活用

精算に必要

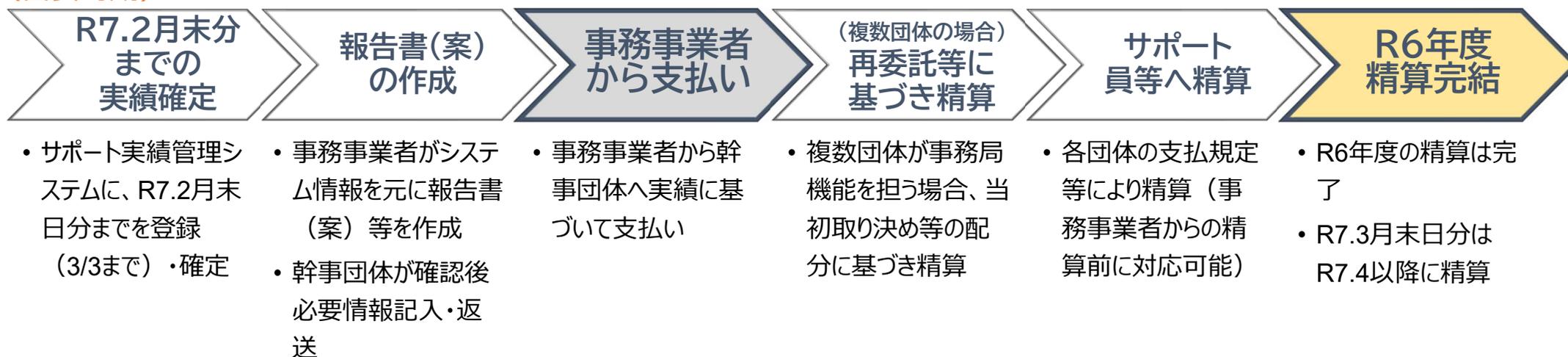
## 3.(4)完了実績報告・精算等

- 実績報告は、月末分までを、翌月に報告いただくため、R6年度中の報告・精算対象は、R7.2月末分までとなる。
- 事務手続き簡素化のため、業務完了報告書の内容は、建築士サポート体制事務局（事務事業者）において、サポート実績管理システムから情報を抽出し作成することとする予定。

### <実績報告から精算手続きまでの流れ>

(目安時期) ~R7.3.3

~R7.3



### <留意点>

- 予定件数を超過してしまった場合の対応  
→予算に余裕があれば調整し、対応するため、予約状況等により、あらかじめ上限件数を超える可能性が生じた際には、早めに事務事業者に対して報告する。
- R7.3月分の実績は、R7.4月以降に精算となる。

# サポート体制構築に係るQ&A【随時更新】

- 先行 8 県でのサポート体制構築に際してあったQ&Aをベースに、今後都道府県や各サポートセンターからの相談事項について、情報共有するためのQ&A集（サポートセンター事務局編、サポート員編）を作成・公開する。
- サポート実績管理システムが公開された後は、システムからも当該Q&Aにアクセス可能とする。

## <主なQ&A（一部）>

| No. | カテゴリ |                 | 質問内容   | 回答  |
|-----|------|-----------------|--|---|
| 1   | 構築段階 | サポートの実施方式・予約方法  | サポートセンター事務局のサポート業務を法改正の中で特に対処が必要な部分に限定することは、都道府県の裁量で可能か。   | 可能です。管内の特定行政庁や指定確認検査機関の窓口での対応状況なども踏まえて、関係者で内容をご検討いただき相互に調整いただくことが望ましいと考えられます。   |
| 2   | 構築段階 | サポートの実施方式・予約方法等 | サポート内容としては、図面一式の記載事項、添付図書を一通り見るのか。それとも、相談のあった部分だけを助言するのか。  | 「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」において標準的なサポート業務の内容をお示しておりますが、相談者が省エネや構造等の各パートだけ見て欲しいということであれば、そのように対応していただいても問題ございません。  |
| 3   | 構築段階 | サポート員の選定・契約     | 今回のサポート業務は、指定確認検査機関指定準則上の制限業種である「設計・工事監理業に係るコンサルタント業務」に該当するため、民間確認検査機関の確認検査員はサポート員にはなれないのではないのか。 | 令和 5 年 6 月 2 日付事務連絡「指定確認検査機関指定準則における建築士公的支援業務の取扱いについて」により、<br>①国等の指示・指導に基づく業務であること<br>②受益者から報酬を得ないこと<br>③個別の業務計画の修正提案等を行わないこと<br>のすべてを満たす業務は制限業種に該当しないものとして取扱うことが明示されています。今回のサポート業務はこれら①～③を満たすことから、制限業務に該当しないものと解して差し支えありません。 |

※資料 4「サポートセンター事務局向けQ&A.ver2」より抜粋・一部修正



その他のQ&Aは当面エクセルにて一元管理し適宜共有

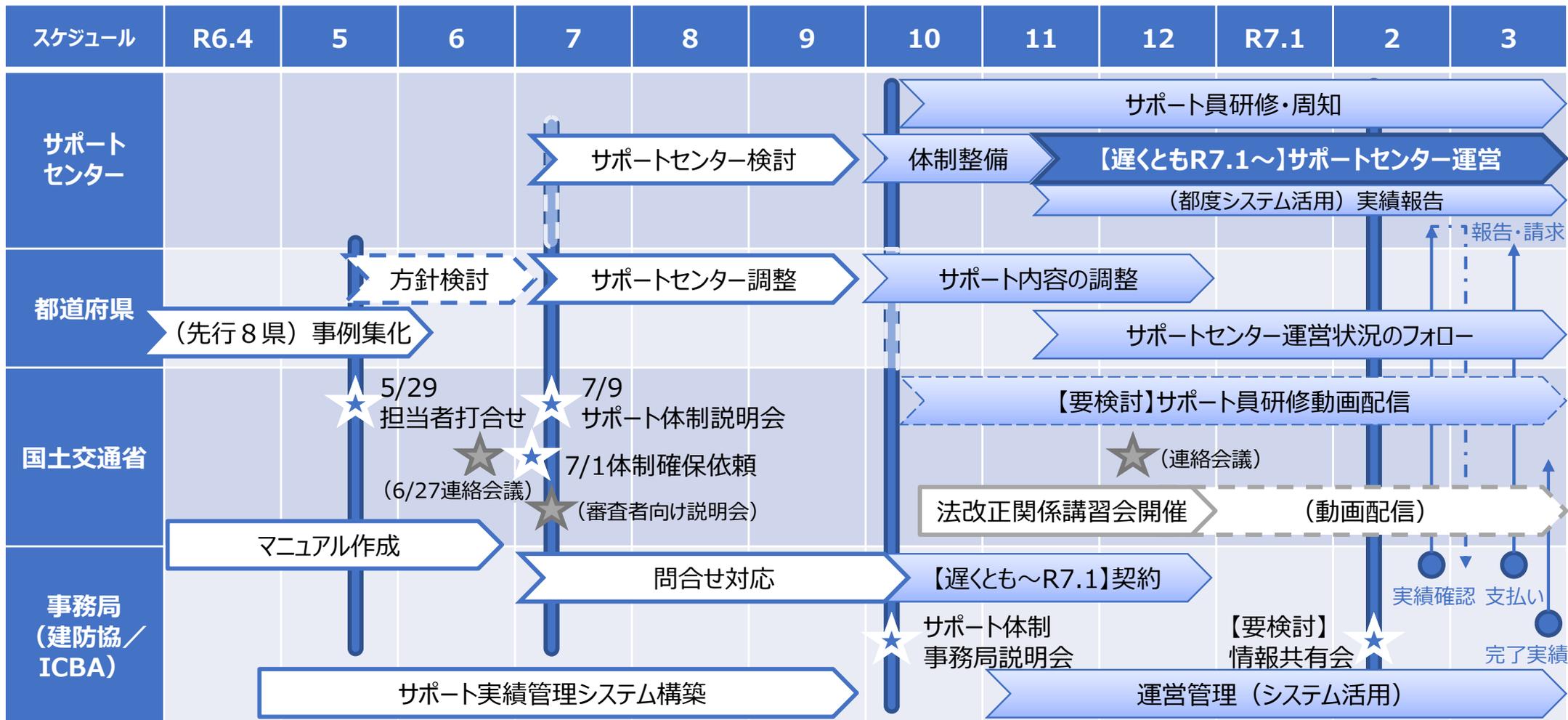
建築士サポート体制の構築について

## (3) 今後のスケジュール

---

# サポート体制構築に係るスケジュール(案)

## <R6スケジュール>



(都道府県へのお願い事項)【R6.9月末までに】

サポートセンター事務局(幹事団体)を特定いただいた段階で、以下の情報をご連絡ください

- ・事務局団体名
- ・事務局担当者情報(氏名・連絡先(TEL、E-mail))